

「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る条例環境影響評価方法審査書の
の公告について（お知らせ）

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第15条の規定に基づき

条例環境影響評価方法審査書を公告しましたので、お知らせします。

1 指定開発行為者の名称及び住所

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 阿部 孝夫

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

2 指定開発行為の名称及び種類

事業の名称：仮称リサイクルパークあさお建設事業

事業の種類：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
廃棄物処理施設の新設

3 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか

開発区域面積：約5.5ha

4 条例環境影響評価方法審査書の公告

平成14年12月19日（木）

5 問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局施設部建設課

電話 044-200-2597

仮称リサイクルパークあさお建設事業に係る条例環境影響評価方法審査書

はじめに

仮称リサイクルパークあさお建設事業は、川崎市が、麻生区王禅寺1285番地ほか約5.5haの敷地に、一日の処理能力が450トンのごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設等から成る廃棄物の総合的処理施設を建設しようとするものである。

本事業は、現在稼働中の王禅寺処理センターが稼働後34年を経過し、老朽化に伴い適正なごみ処理能力の維持が難しくなってきたことから、市北部地域のごみ処理を円滑に行うために、その建て替えを中心に計画するものである。

事業計画の実施にあたっては、既存施設を稼働させながら、既存施設の南側にごみ焼却処理施設を建設し、竣工後、既存施設の解体撤去を行い、その跡地に粗大ごみ処理施設とリサイクル施設を建設することとしている。

事業者からは、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）に基づき、平成13年1月15日川崎市長あて条例第8条に基づく環境配慮計画書の提出があり、市は、これを受け、前述の環境配慮計画書を公告・縦覧を行ったところ、意見書16件の提出があった。事業者はこれらの意見を考慮し、基本計画を作成し、平成14年2月21日川崎市長あて指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）

の提出があった。

市は、この提出を受け、前述の方法書を公告・縦覧を行ったところ、意見書23件の提出があった。これらの手続きを経て、平成14年5月9日川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に、条例方法書について諮問し、11月5日審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、次の条例環境影響評価方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者の氏名又は名称及び住所

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 阿部 孝夫

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：仮称リサイクルパークあさお建設事業

種 類：・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
・廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

適用手続：第1種行為に関する手続

(3) 指定開発行為を実施する区域

所 在 地：川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか

開発面積：約5.5 ha

都市計画の区域区分：市街化調整区域（用途地域の定めのない地域）

(4) 計画の概要

ア 目的：一般廃棄物処理施設等の建設

イ 土地利用計画

- ・建築物等 約16,100 m² (28%)
- ・構内道路、駐車場及び洗車場等 約14,200 m² (26%)
- ・雨水調整池 約2,400 m² (5%)
- ・広場、緑地等 約22,300 m² (41%)

ウ 処理施設計画

- ・ごみ焼却処理施設：処理能力450t/24時間 煙突高さ約100m
- ・粗大ごみ処理施設：処理能力55t/5時間
：処理能力92t/5時間

2 審査意見

(1) 全般的事項

本計画は、川崎市が将来の資源循環型社会の構築に向けて、新しいごみ処理施設の建設を目指し、本市北部で現在稼働中である老朽化した王禅寺処理センターを更新するとともに、コミュニティ機能を有するプラザ施設等の整備を行うものである。しかし、これらの各種処理施設が、市の廃棄物行政の中でどう位置づけられているのか、十分な説明がなされているとは言い難い。今後の長期的な廃棄物排出量の将来予測を踏まえた資源・廃棄物対策の基本的考え方や市全体の中長期の廃棄物処理計画と各種施設整備計画の関連を明らかにした上で、本事業の必要性及び事業計画の検討経緯、処理施設の処理方式に係る選定経緯、選定理由について明らかにすること。

また、当計画が老朽化した施設を建て替えるものであることから、環境面でより良い施設の整備をめざすため、既存施設の供用による環境への負荷についても明らかにし、今回の計画がどの程度環境面等で改善がなされるかという新旧の具体的比較ができる視点からの評価をすること。

(2) 個別事項

ア 大気質

(ア) ごみ焼却処理施設は、ガス化溶解方式又は焼却処理プラス灰溶解方式のいずれかにするとしているが、方式によっては、排出諸元等が異なってくる。ガス化溶解方式を採用する場合には、実績データが少ないと思われるので、排出諸元等については慎重に設定すること。

(イ) ごみ焼却処理施設の排出目標値については、新施設の導入にあたって、最新の技術が採用できると思われるので、より厳しい目標値を設定すること。

(ウ) 本計画では、コナラ群落等で覆われる丘陵の中央部分を伐採開削し、ごみ焼却処理施設を建設することになるが、丘陵部の山越え気流によるダウンドラフトが上昇過程における排煙の拡散に大きく影響することが考えられるので、この点についての予測評価を行うこと。また、新設の煙突が、高さ45メートルの建屋と開削された山との間に建設されることから、丘陵全体の地形影響とともに近接する地形や建屋による影響について十分に検討すること。

(エ) 大気の現況調査については、風向別に濃度を分類、解析するなど現施設の稼働及びごみ収集車走行による影響を極力明らかにするような解析を行い、新施設に係る影響の予測評価に利用すること。

(オ) 供用後の施設関連車両については、現状より大型ディーゼル車の数が増加することになっているが、本事業全体としてのディーゼル車の最新適合車への移行計画について明らかにすること。

イ 悪臭

悪臭については、ブルーム・パフモデルにより予測評価することとしているが、これらのモデルは、長期平均濃度の予測を対象に開発されたものであるから、短時間の予測モデルの導入を図ること。

また、悪臭防止法に示されている近隣建屋や地形を考慮した別の予測式についても検討すること。

ウ 水質（公共用水域）

(ア) 施行中に発生する濁水については、処理方法及び管理体制を明らかにするとともに、処理過程ごとに定量的に明らかにすること。

(イ) 供用時の施設からの排水については、生物処理及び物理化学的処理の後、公共下水道へ放流することから、評価項目として選定していないが、事後調査計画の中に、調査項目、調査頻度等について明らかにすること。

エ 水象（湧水）

計画地内には、数か所の湧水地点が確認されており、工事により消滅する地点もあると考えられることから、湧水地及び湧水の保存方法並びにそれらの有効活用法について検討すること。

オ 地形・地質（斜面安定）

本計画では、王禅寺丘陵の中央部分を一部伐採開削することになっているが、この開削傾斜面の安定性について、土質調査等を詳細に実施し、これらのデータに基づき安定計算し確認すること。

カ 地盤（地下水位）

本計画では、王禅寺丘陵の中央部分をはじめとして、相当程度の地盤掘削を行うが、その地下水への影響について、計画地域内のみならず、周辺地域への影響を含めて予測評価すること。

キ 土壌汚染

土壌汚染に係る現況調査においては、掘削予定地のダイオキシン類等について分析を行い、建設発生土の処理・処分に係る予測評価の基礎データとして明らかにすること。

ク 生物（植物相、動物相、特筆すべき個体）

（ア）植物相

計画地内の丘陵部の植物群落の一部は、建設時における開削工事により除去されるが、隣接地を含め注目種としてのタマノカンアオイをはじめとして約450種の植物が確認されている。これらの植物群落を極力保全するとともに、その回復・育成にあたっての考え方を明らかにすること。

（イ）動物相

計画地に生息する動物類は本計画の実施に伴い、生息数が減少し計画地から計画地周辺に移動するものや、逃避できずに生息基盤を失うものがあり、供用時には種類、個体数ともに減少することが考えられるが、生息環境への影響を可能な限り軽減させるため、回避・代償措置等生息環境の保護・回復の諸対策を明らかにすること。

（ウ）特筆すべき個体

植物は、計画地及び隣接地で含め約450種が確認されている。このうち、特筆すべき個体としてタマノカンアオイ及びアワボスゲが確認されている。また、動物では、約400種が確認されている。このうち、特筆すべき個体として、昆虫ではオニヤンマ、ゲンジボタル、鳥類ではアオサギ、アオゲラ等が確認されている。これらは、供用時には種類、個体数ともに減少することが考えられるが、他の事例を踏まえ専門家の意見を基に、それらの生育・生息の保全手法を確立しておくこと。

ケ 緑（緑の質及び量等）

計画地の一部には樹林地があり、極力その保存を図るとともに、建物上部の一部及び雨水調整池の上部を緑化する計画としている。また、本計画の中で、一般市民も利用するプラザ施設を設けるとしている。

そこで、緑化にあたっては、周辺環境との調和への配慮や人と自然との触れ合いの活動の場としての配慮を組み込むなど、事業計画全体としての緑化に対するコンセプトをより明らかにすること。

コ 騒音及び振動

工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行ルートは、平成 13年5月に開通した王禅寺地区内の尻手黒川線が含まれると考えられるが、走行ルートを明らかにし、現況及び供用時について、これらの車両の騒音・振動の影響を予測評価すること。

施設の稼働に伴う騒音については、低周波音を評価項目として選定し、予測評価すること。

サ 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

施設の稼働により発生する焼却残渣等の廃棄物の発生量及びその処分先を明らかにするとともに、重金属類等の分析結果を明らかにすること。

なお、スラグ等の焼却残渣については、資源として有効利用を図るよう検討すること。建設発生土については、ダイオキシン類等の土壌汚染調査のうえ、その処理・処分方法について明らかにすること。

シ 景観

建築物等の存在に伴う景観への影響については、施設周辺が多くの緑に覆われているので、調査時期については十分考慮するとともに、予測地点については、遠景や近景等適切な眺望地点を選定すること。

なお、横浜市側から見た煙突に係る眺望への影響にも留意して予測評価すること。

ス 日照

建築物等の存在に伴う日照への影響については、影響が予想される住宅の地盤面で予測評価を行うとともに、可能な限り影響の軽減を図ること。

セ 電波障害

本計画のごみ焼却処理施設の煙突等により、電波障害が想定されることから、事前に電波の受信状況等の調査を行った上で、予測評価を行うこと。

ソ コミュニティ施設

本計画では、一般市民が利用する施設としてプラザ棟が設けられることから、情報の受発信・普及啓発等、資源循環型社会の構築に向けた市民活動の場としての配慮を組み込むこと。

タ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事に伴う工事用資材や建設発生土について、発生量、運搬ルート、車両発生台数、運搬ルートの現状交通量、工事期間、時間帯等、環境影響の調査や予測に必要な条件について、明らかにすること。

チ 安全（火災爆発等）

ガス化熔融方式を採用する場合には、安全の問題について慎重に検討する必要がある、予測評価項目として定すること。

（3）環境配慮項目に関する事項

ごみ焼却処理施設の稼働により排出される二酸化炭素等の地球温暖化物質の排出量の抑制を環境配慮項目の中に掲げているが、これについての具体的対策を明らかにし、新旧施設からの二酸化炭素排出量の比較等から、抑制効果を明らかにすること。

（4）その他

既存施設の解体については、予測評価の対象になっていないが、事前に既存の焼却施設、煙道等におけるダイオキシン類等の調査を行い、汚染の実態を把握すること。また、解体時の騒音については周辺への影響を調査し、その結果に基づき適切な対応を図ること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成13年	1月15日	環境配慮計画書（届出書）受理
	1月30日	環境配慮計画書縦覧公告
	1月30日	環境配慮計画書の縦覧開始 縦覧者 40人
	2月28日	環境配慮計画書の縦覧終了
	2月28日	意見書の締切り 16件あり
	3月 7日	事業者へ意見書の写しを送付
平成14年	2月21日	指定開発行為実施届出及び条例環境影響評価方法書の受理
	3月13日	条例環境影響評価方法書の公告
	3月13日	条例環境影響評価方法書の縦覧開始 縦覧者 56人
	4月26日	条例環境影響評価方法書の縦覧終了
	4月26日	意見書の提出締切り 23件あり
	4月30日	事業者へ意見書の写しを送付
	5月 9日	市長から審議会あて諮問
	5月10日	審議会（現地視察）
	9月20日	審議会（事業者説明及び審議）
	10月22日	審議会（答申案審議）
	11月 5日	審議会から市長あて答申